# 学校規模適正化の検討の進め方に関する基本方針 (検討のロードマップ)

令和6年3月

長門市教育委員会

## 1. はじめに

本基本方針は、本市の学校規模の適正化や学校の適正配置(以下「学校規模適正化」という。) についての検討に関して、基本的な考え方や進め方を提示するものです。

# 2. 基本方針策定の背景

## (1) これまでの経緯

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられています。

このため、文部科学省は「公立小・中学校の統合について」(昭和 48 年 9 月 27 日付通知) 等により、学校規模の適正化や学校の適正配置を適切に推進するよう求めており、本市においても、平成 19 年 2 月に長門市立小中学校適正配置方針(期間:平成 19 年度~平成 28 年度の 10 年間)を策定し方針期間内に 5 校を統廃合するなど、学校規模適正化を図ってきました。

方針においては、さらに通小学校、俵山小学校、神田小学校の3校が統廃合検討対象校として挙がっていましたが、地域振興等の観点から、平成27年度末の俵山中学校の統廃合をもって本方針はいったん終了とし、保護者や地域からの働きかけがない限りこれ以上の統廃合は行わないこととして、現在に至っています。

#### (2) 現在の状況

しかしながら、本市における少子化はさらに進展し、前回の方針において検討対象校としていた通・俵山・神田の3小学校はもとより、さらに多くの学校で小規模化が進んでおり、令和5年度現在、小学校5校が複式を有する状況となっています。

中学校においても、1 学年に複数の学級を有する学校が令和 5 年度現在 2 校のみと小規模 化が進んでおり、また、令和 16 年度には中学校生徒数が市全体で 400 人を切ると推計される など、遠くない将来には小規模化が加速度的に進んでいく見込みです。

#### (3)検討の必要性

こうした現状を踏まえ、市では、今後の学校の在り方について再検討する段階にきていると判断しました。

なお、学校は、地域の拠点としての位置付けもあり、防災、文化・スポーツの活動拠点の側面 も持っていることから、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、丁寧に検討を進める必要 があります。

子どもたちのよりよい教育環境の実現に向けて、円滑に検討を進めるための目安となるよう、 検討時期や方法、手順を整理し、本基本方針(ロードマップ)を作成します。

# 3. 検討の基本的な考え方

国では、少子化の更なる進展に対応し、学校規模の適正化にあたり、学校設置者である自治体の検討の参考とするため、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「国手引」という。)を策定しました。

国手引においては、学校規模の適正化に関する基本的な考え方として、「教育的な観点」と、「地域コミュニティの核としての性格への配慮」を掲げています。

また、「教育的な観点」を考える上で、学校施設の整備充実は必要不可欠であり、安全で質の高い教育環境を将来的に提供し続けるためには、公共施設管理の観点からの検討も重要です。

これらを踏まえ、市では、検討にあたって必要な観点を(1)のとおり3つに整理した上で、基本的な考え方を(2)のとおりとします。

# (1)検討に必要な観点

#### ①教育的な観点

国手引においては、義務教育段階の学校は、「児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うこと」を目的とし、そういった資質を育む教育を行うためには、一定の規模の児童生徒集団の確保や、バランスの取れた教職員の配置が望ましいとされています。

そして、学校規模の適正化はあくまでも、<u>児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、</u>学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきとされており、本市においても、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数・児童数の下で具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、<u>保護者や地域住民と共通理解を図りながら</u>、今後の学校の在り方を考える必要があります。

#### ②地域コミュニティの核としての性格への配慮の観点

学校施設は各地域のコミュニティの核としての性格も有しており、防災等様々な機能を併せ持っています。

本市においても、全ての学校をコミュニティ・スクールに指定し、「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいます。

そのため、学校の存続は、今後の地域のあり方、まちづくりのあり方にも大きく影響するものであり、学校規模適正化の具体的な検討は、学校教育の直接の受益者である<u>保護者や将来の保護者の声を重視しつつ、地域住民の理解や協力を得ながら「地域とともにある学校づくり」</u>の視点を踏まえた丁寧な議論を行う必要があります。

#### ③公共施設管理の観点

市では平成28年に、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、維持・更新・統廃合・長寿命化等を行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、将来にわたり持続可能な公共サービスの提供を実現するために、長門市公共施設等総合管理計画(以下「計画」という。)を策定しました。さらに、教育委員会では、計画に基づく個別施設計画として、令和2年に長門市学校施設長寿命化計画(以下「長寿命化計画」という。)を策定し、学校施設の健

全な状態を維持しながら長く利用する長寿命化と、ライフサイクルコストの削減、財政負担の 軽減及び平準化を図っていくこととしています。

しかしながら、全国的な課題にもなっていますが、長寿命化計画における整備コストは、市の財政規模からすると過大な負担となっており、長寿命化計画に添った整備を行うことは難しい状況にあります。

限られた財源を効果的に活用し、教育環境を充実していくためには、適切に施設の更新・ 統廃合・長寿命化を、長期的な視点で検討する必要があります。

# (2)検討の基本的な考え方

以上の3つの観点を踏まえ、市の学校規模適正化にかかる検討の基本的な考え方を次のとおりとします。

- ①子どもたちにとってよりよい教育を行うための「教育条件の改善」を目的と するものであること。
- ②地域における学校運営の課題を可視化し、保護者や地域住民など、関係者の理解を得ながら進めること。
- ③財源の効果的な活用を図ること。

# 4. 検討の進め方

# (1) 国の示す目安

法令上学校規模の標準は小・中ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、標準を下回る場合には、国手引において、学級規模及び児童生徒数の状況に応じた対応の目安が示されています。国の示す区分に応じた本市の学校の状況は次のとおりです。

なお、太線で囲った区分は、国手引において「適正規模に近づけることの適否を速やかに検 討する必要がある」とされている区分です。

## ●小学校

区分	対応の目安	R5 該当	R11 該当
1~5学級:複	学校全体の人数や指導方法にもよる	通、向陽、俵	通、向陽、俵
式学級※が存	が、一般に教育上の課題がきわめて大	山、神田、向	山、浅田、神
在する規模	きいため、学校統廃合等により適正規	津具	田、向津具
	模に近づけることの適否を速やかに		
	検討する必要あり。		
6 学級: クラス	一般に教育上の課題があるが、学校全	明倫、浅田、	仙崎、明倫、
替えができな	体及び各学年の児童数に大きな幅が	日置、油谷	日置、油谷
い規模	あり、児童数が少ない場合は特に課題	※浅田を除き	※仙崎を除き
	が大きい。児童数の状況や、更なる小	いずれも学級	いずれも学級
	規模化の可能性、将来的に複式学級が	児童数概ね	児童数 10 人を
	発生する可能性も勘案し、学校統合等	20 人程度。浅	下回る学年が
	により適正規模に近づけることの適	田は 10 人程	多く、小規模化
	否を速やかに検討する必要あり。	度	が進む
7~8学級:全	学校全体及び各学年の児童数も勘案	-	-
学年ではクラ	し、教育上の課題を整理した上で、学		
ス替えができ	校統合の適否も含め今後の教育環境		
ない規模	のあり方を検討する必要あり。今後の		
	児童数の予測を踏まえ、将来的に複式		
	学級が発生する可能性が高ければ、6		
	学級の場合に準じて、速やかな検討が		
	必要。		
9~11学級:半	学校全体及び各学年の児童数も勘案	仙崎	
分以上の学年	し、教育上の課題を整理した上で、児		
でクラス替え	童数予測等を加味して今後の教育環		
ができる規模	境のあり方を検討する必要あり。		
12 学級以上		深川	深川

# ●中学校

区分	対応の目安	R5該当	R11 該当
1~2学級:複	学校全体の人数や指導方法にもよ	-	-
式学級※が存在	るが、一般に教育上の課題がきわ		
する規模	めて大きいため、学校統廃合等に		
	より適正規模に近づけることの適		
	否を速やかに検討する必要あり。		
3 学級: クラス	一般に教育上の課題があるが、学	三隅、日置、	三隅、日置、菱
替えができない	校全体及び各学年の生徒数に大き	菱海	海
規模	な幅があり、生徒数が少ない場合	※学級生徒数	※学級生徒数
	は特に課題が大きい。生徒数の状	概ね 20~39	概ね 20~35 人
	況や、更なる小規模化の可能性、	人程度で全校	程度。日置・菱
	将来的に複式学級が発生する可能	生徒 80~100	海で小規模化
	性も勘案し、学校統合等により適	人規模。	が進み全校生
	正規模に近づけることの適否を速		徒 60 人規模と
	やかに検討する必要あり。		なる見込。
4~5学級:全	学校全体及び各学年の生徒数も勘		仙崎 (R10~)
学年ではクラス	案し、教育上の課題を整理した上		
替えができない	で、学校統合の適否も含め今後の		
規模	教育環境のあり方を検討する必要		
	あり。今後の生徒数の予測を踏ま		
	え、将来的に複式学級が発生する		
	可能性が高ければ、3学級の場合		
	に準じて、速やかな検討が必要。		
6~8学級:全	学校全体及び各学年の生徒数も勘	仙崎	-
学年でクラス替	案し、学校規模が十分でないこと		
えができ、同学	による教育上の課題を整理した上		
年に複数教員を	で、生徒数予測等を加味して今後		
配置できる規模	の教育環境のあり方を検討するこ		
	とが必要。		
9~11 学級:全	教育上の課題が生じているかを確	深川	深川
学年でクラス替	認した上で、生徒数予測等を加味		
えができ、同学	して今後の教育環境のあり方を検		
年に複数教員の	討することが必要。		
配置や、免許外			
指導の解消が可			
能な規模	、		

※複式学級・・原則小学校1年生は8人以下。そのほかの学年は16人以下となる場合、複数学年から構成される複式学級を編成する。

#### (2) 本市における検討の進め方

(1)の国の示す区分にあてはめると、令和11年度には小学校で全11校中10校、中学校で全5校中3校が、「適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」学校に区分されることが見込まれています。

加えて、本市の危機的な人口減少の状況や、直近の出生数から推計した12年後(令和17年度)の中学校生徒数を勘案すると、残る仙崎中、深川中についても、近い将来、速やかな検討対象となる「クラス替えができない規模」となることが容易に予測されることから、学校ごとではなく、市全体の学校規模適正化について、長期的な見通しをもって検討していく必要があります。

一方で、通小、神田小については、ここ数年、入学予定者の転出等もあって入学者がない状態が続いたことから、予想以上に小規模化が進み、早急な検討が必要な状況にあります。

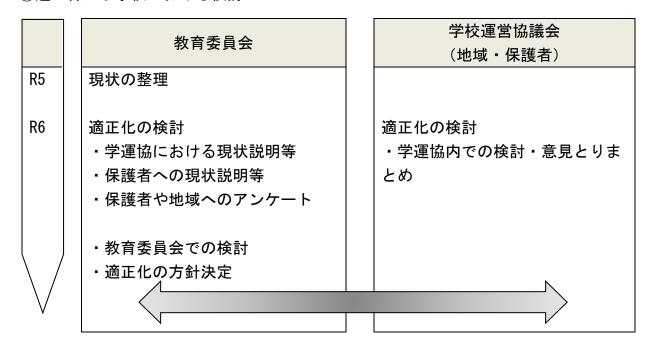
こうした状況を踏まえ、本市においては、次のように検討を進めていきます。

- ① 小規模化が進んでいる通小、神田小については、先行して学校規模適正化について検討します。
- ② 残る全ての小・中学校について、将来的な児童生徒数減少を見据えた学校規模適正化について検討します。

なお、検討にあたっては、広く意見を反映させるため、保護者、地域住民、学校関係者、有識者等で構成される(仮称)適正規模・適正配置審議会において検討します。

#### (3) 今後の検討のロードマップ

#### ①通・神田小学校における検討



## 検討の手順

※時期・内容については、大まかなものであり、検討を進める中で、適宜必要な手順を踏みながら進めます。

#### ❶現状の整理

小規模であることによって具体的にどのような教育上の課題があるのか整理します。 (学校現場からの意見聴取等)

 $\downarrow$ 

- ❷適正化の検討 (並行して進めます。)
  - 2-1 学校運営協議会での検討
  - ・地域・保護者の代表からなる学校運営協議会で検討し、方向性について意見をとりまとめます。
  - **2**-2 教育委員会での検討
  - ・学校運営協議会と適宜連携しながら、検討を進めます。

 $\uparrow$   $\downarrow$ 

※関係者の意見の反映

検討にあたっては、保護者や地域住民等の意見を反映できるよう、関係者への説明やアンケート等を実施します。

3 方針決定

 $\downarrow$ 

学校運営協議会等の協議を踏まえ、方針を最終決定します。

## ②適正規模・適正配置審議会における検討

	審議会	教育委員会	学校運営協議会 (地域・保護者)
R6		・現状の整理	
R7	• 設置	・学運協における現	・学運協における情
	(保護者・地域住	況説明等	報共有・課題抽出、
	民・学校関係者・有	・アンケート(学校	協議・意見聴取
	識者等)	現場)	・アンケート(保護
	・検討	・アンケート(保護	者全体・地域)への
		者全体・地域)	回答
		• 説明会	・説明会への参加
	• 素案	・パブリックコメン	
	• 素案修正	<b>F</b>	
R8. 12	・答申		
\ /			
$\bigvee$			

## 検討の手順

※時期・内容については、大まかなものであり、審議会で協議を進める中で、適宜必要な手順 を踏みながら進めます。

## ①現状の整理

学校の現在の状況や、将来の児童生徒数予測から見えてくる課題等を整理します。

# 2審議会での検討

保護者、地域住民、有識者等を交えた「(仮称)適正規模・適正配置審議会」を設置し、学校 の在り方について検討を行います。

 $\downarrow$   $\uparrow$ 

## ※多様な意見の反映

審議会での検討にあたっては、保護者や地域住民等の多様な意見を反映できるよう、学校運 営協議会等の場での意見交換やアンケート等を実施します。

 $\downarrow$ 

## 3方針決定

審議会の答申を踏まえ、方針を決定します。